

# 寄 附 行 為

財団法人 大阪タクシーセンター

# 寄 附 行 為

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人大阪タクシーセンター（以下「本センター」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本センターは、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 本センターは、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本センターは、タクシー業務適正化特別措置法（以下「特別措置法」という。）に定める各業務の実施機関として、中立性及び公平性を基本的な姿勢として、指定地域内のタクシー事業の業務の適正化を図ることにより、利用者の利便の確保に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

(1) タクシー運転者の登録等

イ タクシー運転者の登録及び運転者証の交付等

ロ 個人タクシー事業者乗務証の交付等

(2) タクシー事業の適正化事業

イ タクシー運転者に対する道路運送法及び特別措置法等に違反する行為の防止及び是正のための指導

ロ タクシー乗場の設置及び運営

ハ タクシー利用者からの苦情、要望及び忘れ物の申告の受付及び処理

ニ タクシー運転者及び指導主任者等に対する研修

ホ タクシー乗場における利用者の誘導案内及びタクシー車両の誘導整理

(3) タクシー運転者に対する地理試験

(4) その他の事業

- イ タクシー運転者の共同休憩所の設置及び運営
- ロ タクシー事業のための調査等
- ハ タクシー運転者の登録用の写真事業
- ニ タクシー無線呼出電話事業
- ホ その他本センターの目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 財産及び会計

### (財産の構成)

第 5 条 本センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (財産の種別)

第 6 条 本センターの財産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (財産の管理)

第 7 条 本センターの財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債若しくは公社債の購入等安全、確実な方法で保管しなければならない。

### (基本財産の処分制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。

(経費の支弁)

第 9 条 本センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(剰余金の処分)

第 10 条 毎事業年度の決算において、剰余金が生じたときは、これを翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

(事業計画及び予算)

第 11 条 本センターの次の書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決並びに評議員会、登録諮問委員会（登録事務等事業及び収益事業に係る事項に限る。）及び適正化事業諮問委員会（適正化事業及び収益事業に係る事項に限る。）の同意を経て、特別措置法の規定にもとづき近畿運輸局長に提出し、認可（適正化事業及び地理試験事務事業に限る。）を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業者負担金の額及び徴収方法

(暫定予算)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 13 条 本センターの次の書類は、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決並びに評議員会、登録諮問委員会（登録事務等事業及び収益事業に係る事項に限る。）及び適正化事業諮問委員会（適正化事業及び収益事業に係る事項に限る。）の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に特別措置法の規定にもとづき近畿運輸局長に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本等を添えるものとする。

- (1) 事業報告書

- (2) 収支決算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

(長期借入金)

第 14 条 本センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、近畿運輸局長に届け出なければならない。

(事業年度)

第 15 条 本センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第 16 条 本センターに、次の役員を置く。

理事 8名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長は、理事の互選とする。

3 専務理事及び常務理事は、会長が指名する。

4 会長及び監事を選任は、近畿運輸局長の認可を受けなければならない。

5 適正化業務に従事する役員は、会長が指名し、特別措置法の規定にもとづき近畿運輸局長の認可を受けなければならない。

6 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることはできない。

7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本等を添え、遅滞なくその旨を近畿運輸局長に届け出なければならない。

- 8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を近畿運輸局長に届け出なければならぬ。

(役員職務)

第 18 条 会長は、本センターを代表し、その職務を総理する。

- 2 専務理事は、会長を補佐し、本センターの常務を統括し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、本センターの常務を分担処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本センターの業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は近畿運輸局長に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第 19 条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 第 17 条第 4 項の規定は、会長及び監事の解任に準用する。

3 適正化業務に従事する役員の解任は、特別措置法の規定にもとづき近畿運輸局長の認可を受けなければならない。

(役員の報酬)

第 21 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 4 章 登録諮問委員及び適正化事業諮問委員

### 第 1 節 登録諮問委員

(登録諮問委員の定数)

第 22 条 本センターに、非常勤の登録諮問委員を置き、その定数は 12 名以内とする。

(選 任)

第 23 条 登録諮問委員は、タクシー事業者が組織する団体が推薦する者、タクシーの運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て、会長が任命する。

(職 務)

第 24 条 登録諮問委員は、第 42 条第 1 項に規定する事項を審議し、又は登録事務に必要な事項について、会長に意見を述べることができる。

(任期及び報酬)

第 25 条 第 19 条及び第 21 条の規定は、登録諮問委員の任期及び報酬について準用する。

### 第 2 節 適正化事業諮問委員

(適正化事業諮問委員の定数)

第 26 条 本センターに、非常勤の適正化事業諮問委員を置き、その定数は 18

名以内とする。

(選 任)

第 27 条 適正化事業諮問委員は、タクシー事業者が組織する団体が推薦する者、タクシーの運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及びタクシー事業の利用者のうちから理事会の議決を経、かつ、特別措置法の規定にもとづき近畿運輸局長の認可を受けて、会長が任命する。

(職 務)

第 28 条 適正化事業諮問委員は、第 49 条第 1 項に規定する事項を審議し、又は適正化事業に関する必要な事項について会長に意見を述べることができる。

(任期及び解任等)

第 29 条 第 19 条から第 21 条まで（第 20 条第 2 項を除く。）の規定は、適正化事業諮問委員の任期、解任及び報酬について準用する。

## 第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(審議事項)

第 31 条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、本センターの業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第 32 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 18 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 33 条 理事会は、第 18 条第 5 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 36 条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 37 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

3 会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全理事の賛否を求め、理事現在数の過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名及び押印をしなければならない。

## 第 5 章 の 2 評議員及び評議員会

(評議員)

第 38 条の 2 本センターに評議員 6 名以上 8 名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第 19 条から第 21 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 38 条の 3 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、第 18 条第 5 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には第 35 条から第 38 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 6 章 登録諮問委員会

### (設 置)

第 39 条 本センターに、登録諮問委員会を置く。

### (構 成)

第 40 条 登録諮問委員会は、登録諮問委員をもって構成し、議長は登録諮問委員の互選とする。

### (招 集)

第 41 条 登録諮問委員会は、会長が招集する。

2 会長は、登録諮問委員の総数の4分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があった時は、登録諮問委員会を招集しなければならない。

3 第33条第3項の規定は、登録諮問委員会の招集に準用する。

### (諮問事項)

第 42 条 会長は、登録事務等に関し、次の事項について、あらかじめ登録諮問委員会に諮らなければならない。

- (1) 登録事務規程
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 事業報告書
- (5) 収支決算書
- (6) 貸借対照表

2 登録諮問委員会は、登録に関する必要な事項について、会長に意見を述べることができる。

### (定足数及び議決)

第 43 条 登録諮問委員会は、委員の総数の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 登録諮問委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (書面表決等)

第 44 条 第37条の規定は、登録諮問委員会の書面表決等に準用する。

(議事録)

第 45 条 第 38 条の規定は、登録諮問委員会の議事録に準用する。

## 第 7 章 適正化事業諮問委員会

(設置)

第 46 条 本センターに、適正化事業諮問委員会を置く。

(構成等)

第 47 条 適正化事業諮問委員会は、適正化事業諮問委員をもって構成し、議長は適正化事業諮問委員の互選とする。

- 2 適正化事業諮問委員会に部会を置くことができる。
- 3 部会には、専門委員を置くことができる。
- 4 部会に関し、必要な事項は、会長が定める。

(招集)

第 48 条 適正化事業諮問委員会は、第 18 条第 5 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、適正化事業諮問委員の総数の 4 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があった時は、適正化事業諮問委員会を招集しなければならない。
- 3 第 33 条第 3 項の規定は、適正化事業諮問委員会の招集に準用する。

(諮問事項)

第 49 条 適正化事業諮問委員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

- 2 適正化事業諮問委員会は、必要な事項について会長に意見を述べることができる。

(定足数及び議決)

第 50 条 適正化事業諮問委員会は、諮問委員現在数の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 適正化事業諮問委員会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 51 条 第 37 条の規定は、適正化事業諮問委員会の書面表決等に準用する。

(議事録)

第 52 条 第 38 条の規定は、適正化事業諮問委員会の議事録に準用する。

## 第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 53 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 54 条 本センターは、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第 55 条 本センターが解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の許可を得て、本センターと類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第 9 章 事 務 局

(職 員)

第 56 条 本センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 57 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 事業計画及び予算に関する書類
- (4) 事業報告及び決算に関する書類
- (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (8) 理事及び監事の履歴書
- (9) 評議員、登録諮問委員及び適正化事業諮問委員並びに職員の名簿及び履歴書
- (10) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第 1 号から第 5 号に掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第 10 章 補 則

第 58 条 この寄附行為に定めるもののほか、本センターの運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1. この寄附行為は、昭和48年 7月16日から施行する。
2. 昭和49年 7月22日  
(住居表示変更)
3. 昭和51年 9月14日 一部改正  
(第19条の委員9名を12名に、第23条の委員14名を18名に改正)
4. 昭和60年 4月 1日 一部改正  
(洗車並びに駐車場事業の廃止と、陸運局の組織変更により所要の字句の改正)
5. 平成14年 2月 1日 一部改正  
(法律の題名変更、一部改正及び省庁再編に伴う省令名等の変更)
6. 平成14年 2月 1日 一部改正  
(名称変更)
7. 平成15年 7月16日 全面改正  
(標準モデル寄附行為に準拠するための変更)
8. 平成20年 3月31日 一部改正  
(評議員及び評議員会の設置並びに登録制度の拡大を柱とするタクシー業務適正化特別措置法の改正に伴い寄附行為の規定との整合を図るための変更)  
この寄附行為は、平成20年 7月 4日から施行する。  
ただし、第3条、第11条、第17条第5項、第20条第3項、第23条及び第25条の規定は、タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成20年 6月14日)から施行する。